

安全保障理事会決議 2153 (2014)

2014年4月29日、安全保障理事会第7163回会合にて採択

安全保障理事会は、

コートジボワールの状況に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明、とりわけ諸決議 1880 (2009)、1893 (2009)、1911 (2010)、1933 (2010)、1946 (2010)、1962 (2010)、1975 (2011)、1980 (2011)、2000 (2011)、2045 (2012)、2062 (2012)、2101 (2013) および 2112 (2013) を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、そして善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

2013年12月24日付事務総長特別報告書 (S/2013/761) を歓迎し、そして国際連合専門家グループの2013年中間報告書 (S/2013/605) および2014年最終報告書 (S/2014/266) に留意し、

コートジボワールにおける安全、平和および安定を回復することに向けた包括的な進展を歓迎し、コートジボワールにおける治安状況を安定させまた経済的回復を加速させそして国際的および地域的協力を強化する、また特にガーナおよびリベリア両政府との協力を高めることに対するコートジボワール大統領並びに政府の継続した取組を称賛し、そして国の全ての利害関係者に対し、これまでに行われてきた進展を定着させまた緊張と紛争の根本的な原因に対処するため協働することを求め、

諸決議 1572 (2004)、1643 (2005)、1975 (2011) および 1980 (2011) により課され、その後の諸決議で修正された、コートジボワールにおける小型武器の違法な譲渡に対処することにより並びに紛争後の平和構築、武装解除、動員解除および再統合 (DDR) および治安部門改革 (SSR) における、コートジボワールを安定させる措置の継続的貢献を認識し、そしてこれらの措置は、DDR および SSR、国民和解、刑事責任の免除に対する闘いに関連して達成された進展に従って、残された措置の全部または一部を更に修正または解除を行い得るとの観点からコートジボワールにおける和平プロセスを支援することが目的であることを強調し、

ワガドゥグ合意に源を発する選挙サイクルの完了および2015年10月の大統領選挙の発表を歓迎し、そして政府および反体制派に対し、政治的場が引き続き開放的でまた透明であること確保するために、政治的和解および選挙改革に向けて積極的且つ協同的に動くことを奨励し、

とりわけアビジャン以降の、治安部門改革のための国家戦略の実施の遅れについて懸念を表明しつつ、治安改革議題に向けて行われた取組および特に国内治安協議会と地方当局との協力の増加を歓迎し、そして効果的な指揮命令系統、軍事司法制度および適切な予算配分を導入することにより、治安部門を改革するための努力の加速を促し、

治安部門改革と元戦闘員の武装解除、動員解除および再統合の実施における遅れに懸念を表明しつつ、全体的な治安状況において行われた進展および治安課題に対処するための取組を歓迎し、UNOCIの支援を得た、小型武器の拡散および違法取引対策国内委員会を通じた武器のより優れている監視および管理に向けた取組を歓迎し、そしてこの分野における継続的取組の重要性を強調し、十分な財政的資源を提供しまた遅くとも2015年6月までにDDR過程の達成を確保するため元戦闘員のための実行可能な社会復帰の機会を策定するコートジボワール政府の必要性を再強調し、

コートジボワールの治安部隊を訓練しそして、特に警察官と憲兵に標準的な警察の武器と弾薬を持たせるコートジボワール政府の緊急の必要性をくり返し表明し、

コートジボワールにおける全ての国民に対する脅威に相応に対応することができるコートジボワール政府の重要性を再強調しそしてコートジボワール政府に対し、その治安部隊が引き続き人権と適用可能な国際法を維持することに打ち込んでいることを確保することを求め、

コートジボワール政府と決議1584(2004)第7項の規定に基づき設立された専門家グループとの間の緊密な協力を奨励し、

議長ノートS/2006/997により提供された指針を念頭に置きつつ、安全保障理事会補助機関課のための専門家名簿を拡大しまた改善するために事務局により行われた現行の取組を歓迎し、

違法な税制度と闘うことにおいてコートジボワール当局が行った進展を歓迎しそして違法な検問所や不正な金儲けの数が減っていることを確認するがしかし、とりわけ同国の西部における、国境の管理のための不十分な能力と資源に留意し、

2013年11月22日のキンバリープロセス（KP）最終コミュニケにおいて、コートジボワールがKP認証制度の必要最小限を満たしたことをそれが認めたことに留意し、KPのマノ川流域イニシアティブへの参加を含む、KP基準に従った同国のダイヤモンド部門を開発するコートジボワール行動計画の同国の完全実施を奨励し、そしてダイヤモンド原石の合法的な輸出が再開されてから6か月後のKPの再調査訪問の主催国を務めるというコートジボワールの勧誘を歓迎し、

女性、平和および安全保障に関する安保理諸決議1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、1960(2010)、2106(2013)および2122(2013)、子どもと武力紛争に関する安保理諸決議1612(2005)、1882(2009)、1998(2011)、2068(2012)および2143(2014)並びに武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議1265(1999)、1296(2000)、1674(2006)、1738(2006)および1894(2009)を想起し、

コートジボワールにおけるあらゆる人権侵害および国際人道法違反についての安保理の確固とした非難をくり返し表明し、女性、子ども、国内避難民および外国国民を含む、文民に対して犯されたあらゆる暴力および他の人権侵害を非難し、そしてあらゆる側の実行者は、国内裁判所にせよ国際裁判所にせよ、司法手続に付されなければならないことを強調し、またコートジボワール政府に対し、国際刑事裁判所とのその緊密な協力を更に続けることを奨励し、

これに関連して、ジェンヌ・パトリオットの元指導者、シャルル・ブル・グデの国際刑事裁判所への移送を歓迎し、そして人権侵害や国際人道法の違反の容疑者を司法手続に付すための国内のまた国際的な取組を更に歓迎し、

専門家グループの職務権限の履行のために十分な資源が提供されることの専門家グループにとっての重要性を強調し、

コートジボワールにおける事態が同地域の国際の平和および安全に対する脅威を与え続けている

ことを認定し、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 2015年4月30日に終了する期間の間、全ての国家が、コートジボワールへの、自らの領域から若しくは自国民による、または自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を使用した、自らの領域に由来するかどうかにかかわらず、武器および何らかの殺傷関連物資の、直接のまたは間接的な供給、販売若しくは譲渡を、防止するための必要な措置を講じるものとすることを決定する。

2. コートジボワールの治安部隊が、公の秩序を維持する一方で、適切な且つそれ相応な力を使うことだけを可能にすることが意図された、非殺傷用装備の供給、および何らかの技術的援助、訓練または財政援助の供給は、委員会への通知をもはや要求しないものとすることを決定する。

3. 第1項の武器および殺傷関連物資に関する措置は、治安並びに軍事活動に関連した訓練、助言、技術的または財政的援助、および専門知識の提供、またはコートジボワール治安部隊に対する民間車両の供給を含む、非殺傷用装備に対しては適用しないことに留意する。

4. 上記第1項により課される措置は、以下には適用されないものとすることを決定する。

(a) 国際連合コートジボワール活動 (UNOCI) およびそれを支援するフランス軍の支援または使用のみを意図した供給品、および国際連合平和維持活動の支援またはそれらによる使用が意図されたコートジボワールを通過する供給品。

(b) 決議 1572 (2004) の第14項によって設立された委員会に事前に通知した場合、その国民およびコートジボワールにおける領事責任を有している者の避難を促進するためだけのそして直接の、国際法に従った、活動を行っている国家の部隊に対してコートジボワールに一時的に輸出される供給品。

(c) 決議 1572 (2004) の第14項によって設立された委員会の事前の承認を要求する本決議の添付文書に定められた武器および関連殺傷物資に対するものを除き、決議 1572 (2004) の第14項によって設立された委員会に事前に通知した場合、コートジボワールの SSR 過程の支援またはそこにおける使用のためだけが意図された、コートジボワール治安部隊に対する武器および関連殺傷物資の供給品。

5. 委員会は、適切な場合、本決議の添付文書において具体化された武器および関連殺傷物資の一

覧表に品目を、加え、取り除きまたは明確にするものとすることを決定する。

6. 上記第1項に言及された期間の間、コートジボワール当局は、上記第3項(c)に言及された品目の運搬のため委員会に、適切な場合に、事前の承認を通知または要請するものとすることを決定し、援助を提供している加盟国が、代替的に、この通知または承認要請を行う意図があることをコートジボワール政府に通知した後で第3項(c)に基づいてそうすることができることを更に決定する。

7. コートジボワール政府が、制裁委員会に送られた通知および承認要請が、コートジボワール治安部隊の予定された宛先部隊または予定された保管場所を含む使用の目的および最終使用者を含む、全ての関連情報、技術的仕様書、船積みされる装備の数量、装備の製造元および供給者の詳細、配送予定日、輸送の様式および運搬の日程表を含むことを確保するよう要請し、要請された装備が治安部門改革を支援する方法についての詳細な説明に具体的に的が絞られることの重要性を更に強調し、そして当該通知および承認要請が、非殺傷装備の殺傷用装備へのなんらかの意図的修正についての情報を含むことを強調する。

8. コートジボワール当局は、DDR および SSR に関連して達成された進展について、2015年3月30日までと2015年9月30日までに委員会に対する半年毎の報告書を提出するものとすることを決定する。

9. コートジボワール当局に対し、通知および許可要請が要求された情報を含むことを確保するため、UNOCIの既存の職務権限と資源の範囲内で、それと協議することを奨励する。

10. コートジボワール政府に対し、専門家グループとUNOCIが、免除された武器および殺傷用物資に、輸入時点でまた最終使用者への譲渡が起きる前に、アクセスすることを許すことを促し、コートジボワール政府が、コートジボワール領土内で受領した時、武器および関連殺傷物資に印を付けるものとすることを強調し、コートジボワール政府に対し、小型武器の流布の追跡と監視を改善する目的で、小型武器に一定の注意を払って、国の治安部隊により所有されるあらゆる武器および物資の登録簿を維持することを促す。

11. DDR および SSR に関連して達成された進展、国民和解並びに刑事責任の免除に対する闘いに

従って、第1項に言及された期間の終了までに、同国全体の安定化において達成された進展に照らして前項において決定された措置を再検討することを決定する。

12. 決議 1572 (2004) の第9項から第12項および決議 1975 (2011) の第12項により課された金融上および渡航上の措置を2015年4月30日まで更新することを決定し、当該措置の対象である個人が国民和解の目的を促進する行動に従事したという条件で、彼らの一覧表掲載を継続することを再検討する安保理の意図を強調する。

13. キンバリープロセス認証制度 (KPCS) 実施に向けて果たされた進展および当該部門のより良い統治に照らして、決議 1643 (2005) の第6項により課されたコートジボワールからのあらゆるダイヤモンド原石のどんな国による輸入も防止する措置を、本決議の採択の日現在で、終了することを決定する。

14. コートジボワールに対し、委員会を通して、違法な密輸に関与する執行活動に関する、ダイヤモンドのためのコートジボワールの行動計画の実施における進展、税関体制の開発およびダイヤモンドからの財政的流れについての報告に関して、安全保障理事会に最新情報を提供することを要請し、コートジボワールに対し、専門家グループからの代表を含めるため、本決議の採択の日の後9か月以内に、KPの再調査訪問の主催国を務めることを奨励し、そしてKPのマノ川流域イニシアティブのような地域的協力や法執行活動におけるコートジボワールの継続的参加を更に奨励する。

15. KPCS、とりわけその監視および統計に関する作業部会に対し、コートジボワールのKPCSの遵守に関して、適切な場合は、安全保障理事会、委員会全体、また可能な場合には、専門家グループによる再検討のために情報を通報することを招請し、援助提供者に対し、関連情報を共有することおよび技術援助を提供することによりコートジボワールの努力を支援することを奨励する。

16. コートジボワール政府に対し、上記第1項により課された措置を執行するため、その国内の法的枠組の中に関連する条項を組み入れることにより、必要な措置を講じることを求める。

17. 全ての加盟国、とりわけ同準地域におけるものに対し、上記第1項および第6項に言及された措置を十分に実施することを求める。

18. 西部コートジボワールにおける不安定について安保理の継続した懸念を表明し、継続した監視、情報共有および調整された行動の実行を通じたまた国境の両側における外国人武装要素の武装解除および帰還を特に支援するための共有した国境戦略を策定した実行するを含む、とりわけ国境地区に関するこの問題に対処する近隣諸国の当局による調整された行動を歓迎しまた更に奨励する。

19. UNOCI と国際連合リベリアミッションに対し、その各々の職務権限、能力および展開地区の範囲内で、その国境を監視することでコートジボワールとリベリアの両政府をそれぞれ支援することに緊密に協力し続けることを奨励し、そして専門家グループと決議 1854 (2008) の第 4 項に基づいて任命されたりベリアに関する専門家パネルとの間の継続した協力を歓迎する。

20. 近隣諸国における、全ての違法なコートジボワール武装戦闘員に対し、直ちに武器を放棄することを促し、UNOCI に対し、その職務権限および能力の限界並びに展開地区の範囲内で、武器を収集しまた貯蔵すること並びにそれらの武器に関したあらゆる関連情報を登録することでコートジボワール政府を支援し続けることを奨励し、そして更に小型武器の拡散および違法取引対策国内委員会を含む、コートジボワール政府に対し、ECOWAS 小型武器条約に従って、それらの武器が無害化されることまたは不法に広まらないことを確保することを求める。

21. 武器禁輸の監視の範囲内で UNOCI が、本決議の第 1 項により課された措置に違反してコートジボワールに持ち込まれた武器および関連物資を適切な場合には収集し、そして適切な場合にはそのような武器および関連物資を処分することを負託されていることを想起する。

22. 専門家グループ並びに UNOCI およびそれを支援するフランス軍に、決議 1584 (2005) の第 2 項(a)に言及された装備、集結地並びに設備に対する、またその所在地を問わず、安保理諸決議 1739 (2007)、1880 (2009)、1933 (2010)、1962 (2010)、1980 (2011)、2062 (2012) および 2112 (2013) に規定されたように、適切な場合にはまた通告なしで、上記第 10 項または第 11 項において言及された収集に由来する武器を含む、全ての武装した保安部隊のあらゆる兵器、弾薬および関連物資への妨害のないアクセスを提供するコートジボワール当局の必要性をくり返し表明する。

23. あらゆる関係国、とりわけ同準地域のあらゆる関係国に対し、委員会と十分に協力することを

要請し、そして委員会に対し、それが必要と考える更なるどんな情報も要求する権限を与える。

24. 決議 1727 (2006) の第 7 項に規定された専門家グループの職務権限を、2015 年 5 月 30 日までの 13 か月の期間延長することを決定し、また事務総長に対しその活動を支援するため必要な措置を講じることを要請する。

25. 決議 1727 (2006) の第 7 項(b)が、武器および関連物資の購入並びに活動のための、コートジボワールにおける天然資源の搾取からのを含む、資金源に関するあらゆる関連情報を集めまた分析する専門家グループの職務権限を含んでいることをくり返し表明しそして決議 1727 (2006) の第 12 項(a)に基づき、ダイヤモンドおよび金を含む天然資源の違法取引を通してコートジボワールにおける平和と国民和解過程に対する脅威であると認定された者が、委員会により指定されることに留意する。

26. 専門家グループが、制裁を受けた個人の活動および制裁を受けた個人により引き起こされたコートジボワールにおける平和と安全に対する継続した脅威についても報告することを決定し、また加えて専門家グループにこの決議において決定された修正の効果について評価しまた報告することを要請する。

27. 専門家グループに対し、委員会との協議の後で、上記第 1 項および決議 1572 (2004) の第 9 項と第 11 項、決議 1975 (2011) の第 12 項、並びに決議 1980 (2011) の第 10 項により課された措置の実施に関して、2014 年 10 月 15 日までに委員会に中間報告書を提出しそして 2015 年 4 月 15 日までに最終報告書を提出することを要請する。

28. 専門家グループの報告書は、決議 1727 (2006) の第 7 項(e)で言及されたように、決議 1572 (2004) の第 9 項および第 11 項並びに決議 1980 (2011) の第 10 項において記された個人および団体の委員会の可能性のある追加指定に関連した情報や勧告を、適切な場合、含むことができることを決定しまた更に監視制度のための方法の基準を明確にするための可能性のある措置を議論している第 21、22 および 23 項を含む、最善の慣行および方法に関する制裁の一般的問題に関する非公式作業部会報告書 (S/2006/997) を想起する。

29. 事務総長に対し、コートジボワールに対する武器および関連物資の供給に関する、UNOCI に

より集められたそして、適当と認められる場合に、専門家グループにより再検討された情報を、委員会を通して、安全保障理事会に適当な場合に通報することを要請する。

30. フランス政府に対し、コートジボワールに対する武器および関連物資の供給に関する、フランス軍により集められたそして、適当と認められる場合に、専門家グループにより再検討された情報を、委員会を通して、安全保障理事会に適当な場合に通報することを要請する。

31. コートジボワール当局に対し、金に特に注意を払った、紛争の影響を受けたまた危険性の高い地区からの責任有る鉱物のサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイドラインに関するOECDが主催した実施計画に参加すること、また小規模な鉱業の同様の問題を持ちそしてそれに立ち向かっている他の活動や諸国からの学んだ教訓を利用する目的で、国際機構に働きかけることを奨励する。

32. コートジボワール当局に対し、関連したまた徹底した捜査を行うことにより違法な徴税網を破壊し、検問所の数を縮小しそして同国全土の不正な金儲けを防止するために必要な措置を取り続けることを求め、そして当局に対し、関連する諸機関を再び確立しまた強化し続けるために必要な措置を取り続けまた同国の北部、西部および東部において税関並びに国境管理職員の展開を加速することを更に求める。

33. 専門家グループに対し、同地域におけるこれらの国境措置および管理の有効性を評価することを依頼し、全ての近隣諸国に対し、その点についてのコートジボワールの努力を認識することを奨励しそしてUNOCIに対し、その職務権限の範囲内で、正常な税関および国境管理活動の再確立においてコートジボワール当局に対するその支援を続けることを奨励する。

34. 全ての国家、関連する国際連合機関および他の機構並びに関係当事者に対し、委員会、専門家グループ、UNOCI およびフランス軍と、とりわけ上記第1、2および3項、決議1572(2004)の第9項と11項、決議1643(2005)の第6項並びに決議1975(2011)の第12項により課された措置の違反の可能性について自らの意思で、情報を与えることにより、十分に協力することを促し、そして更に専門家グループに対し、全ての政治的関係者と適切な場合にその活動を調整しまた制裁の一般的問題に関する安全保障理事会の非公式作業部会報告書(S/2006/997)に従ってその職務権限を実施することを要請する。

35. 児童と武力紛争に関する事務総長特別代表および紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表に対し、決議 1960 (2010) の第 7 項および決議 1998 (2011) の第 9 項に従って、委員会と関連する情報を共有し続けることを要請する。

36. 全てのコートジボワールの当事者および全ての国家、とりわけ同地域のものが、次のことを確保することをこの文脈において更に促す。

－ 専門家グループの構成員の安全

－ 専門家グループがその職務権限を遂行するために、とりわけ人、文書および場所への、専門家グループによる妨害のないアクセス

37. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

添付文書

1. 兵器、直接および間接射撃砲兵隊、および口径 12.7 ミリ以上の銃、その弾薬と構成物
2. ロケット推進擲弾、ロケット、軽対戦車兵器、擲弾銃および擲弾発射機
3. 携帯式地对空ミサイルを含む、地对空ミサイル、地对地ミサイルおよび空対地ミサイル
4. 口径 82 ミリ以上の迫撃砲
5. 誘導式対戦車兵器、特に誘導式対戦車ミサイル、その弾薬と構成物
6. 回転翼または固定翼を含む、武装航空機
7. 軍用武装車両または兵器を備え付けて装備した軍用車両
8. 炸薬および軍事目的のために計画された爆発性物質を含む装置、地雷と関連物資
9. 夜間視認および夜間射撃装置